

# 匿名加工情報等取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の法令等にもとづき、株式会社〇〇〇〇が作成、利用および第三者に提供する匿名加工情報（第2条第3号に定義する匿名加工情報をいう。）および加工方法等情報（第2条第4号に定義する加工方法等情報をいう。）の適正な取扱いを確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる以外は、個人情報保護法第2条各項および第16条各項に定める意味を有する。

(1) 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

(2) 「個人識別符号」とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別途定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者も

しくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 「匿名加工情報」とは、次に掲げる個人情報の区分に応じてそれぞれに定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

① 第1項①に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

② 第1項②に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(4) 「加工方法等情報」とは、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述等および個人識別符号ならびに加工方法のこと（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。

(5) 「匿名加工情報データベース等」とは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(6) 「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

(7) 「事務取扱責任者」とは、当社の匿名加工情報等の管理に関する責任を担う者をいう。

(8) 「部門責任者」とは、各部門における匿名加工情報等の管理に関する責任を負う者をいう。

- (9) 「事務取扱担当者」とは、当社内において、匿名加工情報等を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (10) 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。
- (11) 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。
- (12) 「規則」とは、個人情報保護に関する法律施行規則その他の個人情報保護委員会が定める規則をいう。
- (13) 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）および「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号ならびに個人情報保護委員会その他の権限ある機関が策定するガイドラインを総称したものをいう。
- (14) 「法令等」とは、個人情報保護法、政令、規則およびガイドラインを総称している。

## 第 2 章 匿名加工情報等の安全管理措置

### 第 1 節 組織的安全管理措置

（事務取扱責任者等）

第 3 条 当社における匿名加工情報等の取扱いに関する責任部署は、総務部とする。

2. 当社に、事務取扱責任者 1 名を置く。
3. 事務取扱責任者は、総務部長とする。
4. 部門責任者には、匿名加工情報等を取り扱う各部における部長がその任にあたる。

（事務取扱責任者等の責務）

第 4 条 事務取扱責任者は、匿名加工情報等の安全管理措置に関する業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施ならびに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

2. 事務取扱責任者は、次の業務を所掌する。

- ① この規程および委託先の選定基準の承認および周知
- ② 匿名加工情報等の安全管理に関する教育・研修の企画・実施
- ③ 匿名加工情報等の利用申請の承認および記録等の管理
- ④ 管理区域および取扱区域の設定
- ⑤ 匿名加工情報等の取扱区分および権限についての設定および変更の管理
- ⑥ 匿名加工情報等の取扱状況の把握
- ⑦ 委託先における匿名加工情報等の取扱状況等の監督
- ⑧ その他当社における匿名加工情報等の安全管理に関すること

3. 部門責任者である各部門における部長は、当該部門における匿名加工情報等を適切に管理する任にあたり、匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じ、匿名加工情報等の安全確保に努める責任を負う。

4. 事務取扱責任者は、法令遵守の観点から、各部門の部門責任者に対して指導、助言する。

(事務取扱担当者等の監督)

第5条 事務取扱責任者は、匿名加工情報等事務取扱担当者が匿名加工情報等を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとする。

2. 部門責任者は、自らの部門に属する事務取扱担当者に対し、匿名加工情報等の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3. 事務取扱責任者は、事務取扱担当者に対して匿名加工情報等の保護および適正な取扱いに関する誓約書の提出を命じることができる。当社は、個人情報の保有にあたっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

(事務取扱担当者の責務)

第6条 事務取扱担当者は、当社の匿名加工情報等の取扱いまたは委託処理等、匿名加工情報等を取り扱う業務に従事する際、法令等、本規程およびその他の社内規程ならびに事務取扱責任者の指示した事項に従い、匿名加工情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2. 事務取扱担当者は、匿名加工情報等の漏えい等、法令等、本規程またはその他の社内規程に違反している事実または兆候を把握した場合、速やかに所属部門の部門責任者または事務取扱責任者に報告するものとする。所属部門の事務取扱担当者から、当該報告を受けた部門責任者は速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。

(匿名加工情報等の運用状況の記録等)

第7条 事務取扱担当者は、次の項目を記録または確認することにより、この規程にもとづく匿名加工情報等の運用状況を確認するものとする。

- ① 匿名加工情報の作成日・加工方法等情報の生成日（自ら匿名加工情報を作成する場合）
- ② 匿名加工情報の提供を受けた日（自ら作成した以外の匿名加工情報の提供を受ける場合）
- ③ 匿名加工情報等の利用・出力状況の記録
- ④ 匿名加工情報等が記載または記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- ⑤ 記録等匿名加工情報等の削除・廃棄記録
- ⑥ 匿名加工情報等の削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- ⑦ 匿名加工情報データベース等または加工方法等情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

2. 前項の場合において、第1号から第5号までは「匿名加工情報の運用状況記録票」または「加工方法等情報の運用状況記録票」により記録し、第6号は委託先から受領した証明書等により、第7号は別途情報システムのログにより確認するものとする。

(取扱状況の確認手段)

第8条 匿名加工情報データベース等または加工方法等情報データベース等の取扱状況を確認するため、「匿名加工情報管理台帳」および「加工方法等情報管理台帳」を調製するものとする。

(1) 匿名加工情報管理台帳

- ① 匿名加工情報データベース等の種類、名称
- ② 匿名加工情報の項目
- ③ 利用目的

- ④ 責任者
- ⑤ 取扱部署
- ⑥ 事務取扱担当者（アクセス権者）

(2) 加工方法等情報管理台帳

- ① 加工方法等情報データベース等の種類、名称
- ② 加工方法等情報の項目
- ③ 利用目的
- ④ 責任者
- ⑤ 取扱部署
- ⑥ 事務取扱担当者（アクセス権者）

(情報漏えい事案等への対応)

第9条 匿名加工情報等の漏えい、滅失または毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生または兆候を把握した場合の対応は、別途規定する「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

(取扱状況の把握および安全管理措置の見直し)

第10条 事務取扱責任者は、定期的または必要に応じて臨時に第7条に規定する匿名加工情報等の運用状況の記録等および第8条に規定する匿名加工情報データベース等ならびに加工方法等情報データベース等の取扱状況の確認を実施しなければならない。

2. 事務取扱責任者は、前項の確認の結果および次条の監査の結果にもとづき、安全管理措置の評価、見直しおよび改善に取り組むものとする。

(監査)

第11条 監査部長は、匿名加工情報等モニタリングシートにもとづき、当社の匿名加工情報等の適正な取扱いその他法令および本規程の遵守状況について検証し、その改善を事務取扱責任者および各部の部門責任者に促す。

2. 監査部長は、外部監査人をして、当社の匿名加工情報等の適正な取扱いその他法令および本規程の遵守状況について定期的に監査を実施させる。

第2節 人的安全管理措置

(教育・研修)

第12条 事務取扱責任者は、従業者に本規程を理解し遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2. 従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容およびスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

### 第3節 物理的安全管理措置

(匿名加工情報等を取り扱う区域の管理)

第13条 当社は、匿名加工情報等に関して管理区域および取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。この場合において、管理区域および取扱区域は匿名加工情報と加工方法等情報について、それぞれ設定するものとする。

#### (1) 管理区域

入退室管理および管理区域へ持ち込む機器および電子媒体等の制限を行うものとする。なお、入退室管理については、ICカードまたはナンバーキー等による入退室管理システムの設置による。

#### (2) 取扱区域

壁または間仕切り等の設置、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等により、可能な限り権限を有しない者による匿名加工情報等の閲覧等を防止する。

(機器および電子媒体等の盗難等の防止)

第14条 当社は管理区域および取扱区域における匿名加工情報等を取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 匿名加工情報等を取り扱う機器、電子媒体または書籍等を、施錠可能なキャビネット・書庫等に保管する。

(2) 匿名加工情報等を取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

第15条 匿名加工情報等が記録された電子媒体または書類等の搬出を行う場合には、「匿名加工情報の運用状況記録票」または「加工方法等情報の運用状況記録票」に記録するとともに、以下の安全策を講じるものとする。

(1) 匿名加工情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

- ① 搬出データの暗号化
- ② 搬出データのパスワードによる保護
- ③ 施錠できる搬送容器の使用

(2) 匿名加工情報等が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

- ① 封緘、目隠しシールの貼付（各部署の事務取扱担当者から他の部署の事務取扱担当者に匿名加工情報等が記載された書類等を移送する場合を含む。）

(匿名加工情報等の削除および機器、電子媒体等の廃棄)

第16条 匿名加工情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は、匿名加工情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社または外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
- ② 事務取扱担当者は、匿名加工情報等が記録された機器および電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用または物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
- ③ 事務取扱担当者は、匿名加工情報データベース等中の匿名加工情報および加工方法等情報データベース等中の加工方法等情報を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
- ④ 匿名加工情報等が記載された書類等については、当該関連する書類等について当社が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。

2. 事務取扱担当者は、匿名加工情報等、匿名加工情報データベース等もしくは加工方法等情報データベース等を削除した場合、または電子媒体等を廃棄した場合には、「匿名加工情報の運用状況記録票」または「加工方法等情報の運用状況記録票」に記録するものとする。

3. 削除・廃棄の記録としては、匿名加工情報データベース等または加工方法等情報データベース等の種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、当該匿名加工情報等自体は含めないものとする。

#### 第4節 技術的安全管理措置

##### (アクセス制御)

第17条 匿名加工情報等へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 匿名加工情報等データベース等および加工方法等情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
- ② 匿名加工情報等と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ③ ユーザーIDに付与するアクセス権により、匿名加工情報等データベースおよび加工方法等情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

##### (アクセス者の識別と認証)

第18条 匿名加工情報等を取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワード、磁気・ICカード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果にもとづく認証するものとする。

##### (外部からの不正アクセス等の防止)

第19条 当社は、匿名加工情報等に関して、以下の各方法その他の適切な方法により、情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法
- ② 情報システムおよび機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法
- ③ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法

- ④ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)

第20条 当社は、以下の各方法その他の適切な方法により、情報システムの使用に伴う匿名加工情報の漏えい等を防止するために必要となる措置を講じるものとする。

- ① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む。）。
- ② 匿名加工情報等を含む通信の経路または内容を暗号化する。
- ③ 移送する匿名加工情報等について、パスワード等による保護を行う。

## 第5節 外的環境の把握

(外的環境の把握)

第21条 当社は、外国において匿名個人情報を取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、匿名個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる。

## 第3章 匿名加工情報の作成者としての義務

### 第1節 匿名加工情報の作成時の義務

(匿名加工情報への加工方法)

第22条 当社は、個人情報データベース等に含まれる個人情報を加工する方法の手法例は、以下に掲げるとおりとする。

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の記述等を削除するもの 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、または特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）

一般化（グループ化）	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念もしくは数値に置き換えることまたは数値を四捨五入などして丸めることとするもの
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きいまたは小さい数値をまとめることとするもの
マイクログリゲーション	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの
ノイズ（誤差）の付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報データベース等に含ませることとするもの

（匿名加工情報の適正な加工）

第23条 当社は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別することおよびその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下に定める基準に従い、当該個人情報を加工するものとする。

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部または一部を削除すること（当該全部または一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- ③ 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）

- ④ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- ⑤ 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

（匿名加工情報の作成時の公表）

第24条 当社は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、当社のホームページにおいて、当該匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を公表するものとする。

- 2. 前項において、「個人に関する情報の項目」が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成する場合には、最初の匿名加工情報を作成して個人に関する項目を公表する際に、作成期間または継続的な作成を予定している旨を明記するなど継続的に作成されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後作成される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものとする。
- 3. 当社の委託先の事業者が当社から個人データの提供を受けて匿名加工情報を作成する場合など委託により匿名加工情報を作成する場合は、当社において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

## 第2節 匿名加工情報を第三者提供する場合の義務

（匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務）

第25条 当社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、当社のホームページにおいて、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目およびその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法または書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

- 2. 前項において、「個人に関する情報の項目」および「加工方法」が同じである匿名加工情報を反復・継続的に第三者へ同じ方法により提供する場合には、最初に匿名加工情報を第三者提供するときに個人に関する項目を公表する際に、提供期間または継続的な提供を予定している旨を明記するなど継続的に提供されることとなる旨を明らか

にしておくことにより、その後に第三者に提供される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものとする。

(識別行為の禁止)

第26条 当社は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うにあたっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

#### 第4章 自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報に関する義務

(自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報に関する第三者提供時の公表・明示義務)

第27条 当社は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を第三者に提供するときは、第25条の規定に従い、あらかじめ公表をするとともに、当該第三者に明示しなければならない。

(自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報に関する識別行為の禁止)

第28条 当社は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を取り扱うにあたっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

#### 第5章 匿名加工情報等の苦情対応

(匿名加工情報等保護窓口の設置等)

第29条 当社は、匿名加工情報等の苦情や相談に対応する窓口として、匿名加工情報等保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を総務部に置き、当社における匿名加工情報等の取扱い等に係る相談等の受付および事務を行うものとする。

2. 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

(1) 住所

〒〇〇〇〇—〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇—〇—〇

株式会社〇〇 総務部 個人情報保護相談窓口

(2) 電話番号 〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

(3) 受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く。）

9時30分～12時、13時～16時30分

（苦情への対応）

第30条 当社は、匿名加工情報等の取扱いに関する苦情について必要な体制の整備を行い、苦情があったときは適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

## 第6章 雑則

（細則）

第31条 本規程を運用するために必要な細則、マニュアルなどは事務取扱責任者が社長の承認を得て別途定める。

（所管部署）

第32条 本規程の所管は、総務部とする。

（規程の改廃）

第33条 本規程の改正、廃止については取締役会の決議による。

## 附則

（施行期日）

第1条 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。